

令和 8 年 3 月 29 日執行

上 田 市 長 選 挙

上田市議会議員一般選挙

Q & A

上田市選挙管理委員会

1章 選挙運動

(1) 告示日前の選挙運動の準備・事前運動

- 【Q1】 事前運動とは具体的にどのようなものを指すのか。
- 【Q2】 立候補を予定している者が、選挙を見越して各種のあいさつ状を郵送し、または新聞紙上に広告する行為は事前運動にあたるのか。また、選挙を見越して後援会加入文書に本人の写真、経歴を掲げ、政治家として大成させてもらいたい等と依頼することは事前運動にあたるのか。
- 【Q3】 現職の議員が議会報告を主題とする講演会を行うことは事前運動となるか。
- 【Q4】 告示日直前、出陣式の案内状を不特定多数の方に配布することはできるか。

(2) 選挙期日前に行われる選考会・推薦会など

- 【Q5】 自治会などの選考会や推薦会は、どのような方法で行うことができるか。
- 【Q6】 推薦された者（候補者）が、選考会・推薦会に同席しても問題ないか。また、推薦された結果「よろしく頼む」と挨拶をすることはできるか。
- 【Q7】 自治会の推薦会の決議を、外部に公表することはできるか。
- 【Q8】 労働組合や業者団体の会合で、単に内部行為的に特定の候補者に投票するよう呼びかけることはできるか。
- 【Q9】 労働組合等が特定の候補者の推薦を決議した場合、組合員にその旨を通知する行為は選挙運動にならないか。この場合、組合員以外の者にハガキ、新聞広告等によりこれを周知する行為はどうか。

(3) 告示日以降の選挙運動

- 【Q10】 選挙運動を行うことができる期間はいつからいつまでなのか。
- 【Q11】 選挙運動と政治活動の違いとは何か。
- 【Q12】 選挙運動期間中に入党を勧誘する行為は、選挙運動となるか。
- 【Q13】 選挙運動は誰でもできるのか。
- 【Q14】 人事委員会委員・公平委員会委員は、選挙運動をすることができるか。
- 【Q15】 外国人は、選挙運動をすることができるか。
- 【Q16】 高校生は、選挙運動をすることができるか。
- 【Q17】 労務者は、選挙運動をすることができるか。
- 【Q18】 県知事や市長が推薦人としてビラ等に職名を記載することや、演説会の応援弁士として職名を名乗ったりすることはできるか。
- 【Q19】 18歳未満の者を使用した選挙運動はできるか。
- 【Q20】 選挙運動用通常葉書の推薦欄に、現職の県知事や市長、市議会議員の氏名を記載することは可能であるか。

(4) 選挙事務所

- 【Q21】 選挙事務所とは何を指すところを指すのか。
- 【Q22】 選挙運動のために休憩所や連絡所を設けてもよいのか。
- 【Q23】 選挙事務所を表示するための看板・ポスターに、候補者の写真を貼付することは可能か。
- 【Q24】 選挙事務所を表示するため、事務所の2階から垂れ幕をたらず場合、表示されたポスターとみてよいか。
- 【Q25】 選挙事務所を設置する場所に制限はあるか。

目次

(5) 戸別訪問と個々面接

- 【Q26】 戸別訪問とはどのようなものか。
- 【Q27】 個々面接とはどのようなものか。
- 【Q28】 候補者の名刺を選挙人の住居に黙って置いてまわるのはどうか。戸別訪問か個々面接か。

(6) 署名運動

- 【Q29】 どんな名目の署名運動も禁止されるのか。
- 【Q30】 後に選挙運動に使用するため、演説会場に来た人に受付で記帳させてもよいか。
- 【Q31】 選挙事務所を訪れた選挙人に受付で記帳させてもよいか。

(7) 飲食物の提供

- 【Q32】 飲食物の提供とはどういうことか。
- 【Q33】 選挙事務所で出せる茶菓子はどの程度のものまでよいか。
- 【Q34】 選挙人が、陣中見舞いとして酒1升を贈ることはできるか。また、ペットボトルのお茶1箱を贈ることはどうか。

(8) 自動車・船舶・拡声機の使用

- 【Q35】 選挙期日当日、選挙運動のための看板が取り付けられている選挙運動用自動車を、公道に面した選挙事務所の駐車場に駐車させてもよいか。
- 【Q36】 選挙運動で自転車を使用することはできるか。
- 【Q37】 拡声機は何台使用できるか。

(9) 文書図画による選挙運動

- 【Q38】 文書図画とはどういうものをいうのか。
- 【Q39】 選挙運動のために掲示できる文書図画にはどのようなものがありますか。
- 【Q40】 選挙運動のために頒布できる文書図画にはどのようなものがありますか
- 【Q41】 次のものは選挙運動に使用できるか。
(1) 懸垂幕 (2) プラカード (3) 旗・のぼり (4) 吹き流し
- 【Q42】 選挙運動期間中、候補者が氏名を表示したたすきを身に付けるほか、自転車に候補者個人が選挙運動で使用しているスローガンを記載したのぼりを取り付け走行することはできるか。
- 【Q43】 選挙運動員が、背中にスローガンを記載したスタッフジャンパーを着用して街頭演説などの選挙運動に従事できるか。
- 【Q44】 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類について、次の点はどうか。
(1) 数の制限があるか。(2) 規格の制限があるか。(3) 記載内容に制限があるか。
(4) 使用できる時間や期間に制限があるか。(5) 着用したまま移動してさしつかえないか。(6) 掲示責任者の記載はどうか。(7) たすき、胸章及び腕章の類という場合「類」とはどのようなものが認められるか。
- 【Q45】 「上田市議会議員候補者何某選挙対策委員」という肩書を付した名刺を頒布することはどうか。
- 【Q46】 選挙運動用通常葉書に、「〇〇様 御一同様」など複数の選挙人を対象とした宛先を記載することは可能か。また、選挙運動用通常葉書を候補者以外の第三者が自己の名義により当該候補者を推薦する形態で使用することは可能か。

目次

- 【Q47】 インターネット選挙運動において、具体的にどのような手段を使用することができるのか。
- 【Q48】 フェイスブックや LINE などのユーザー間でやりとりをするメッセージ機能は「電子メール」に該当するか、「ウェブサイト等」に該当するか。
- 【Q49】 電子メールを利用する方法の選挙運動を行うことができる候補者の範囲はどこまでか。
- 【Q50】 選挙運動が禁止されている者が下記の行為をすることができるか。
 - ① 選挙運動に関する事項に対し、フェイスブックの「いいね」をすること。
 - ② 選挙運動に関する事項に対し、X (旧 Twitter) の「リポスト」をすること。
 - ③ 候補者が街頭演説している姿の写真を撮り、フェイスブック及び X (旧 Twitter) に当該画像をアップすること。

(10) 言論による選挙運動

- 【Q51】 言論による選挙運動とはどんな方法をいうか。
- 【Q52】 連呼行為というのは何か。
- 【Q53】 選挙運動期間中、朝6時から候補者がたすきを着けて駅前に立ち、通行人に対しあいさつを行うことはできるか。
- 【Q54】 個人演説会の周知はどのような方法で可能であるか。
- 【Q55】 午後8時以降、幕間演説で連呼行為はできるか。
- 【Q56】 街頭演説は何人でもやれるのか。
- 【Q57】 選挙運動期間中、公共施設内で活動中の市民にあいさつ等を行うことはできるか。
- 【Q58】 公共施設で出陣式を行うことができるか。

(11) 当選のお礼など

- 【Q59】 当選のお礼の挨拶に制限はあるか。
- 【Q60】 当選祝いとしてお酒をもらうことは可能か。
- 【Q61】 「当選御礼」の貼紙を事務所に掲示することはできるか。

2章 政治活動

(1) 政治活動の文書図画

- 【Q62】 候補者用の立札・看板を駐車場（無人）のフェンスの金網に掲示することはできるか。
- 【Q63】 選挙運動期間中に新たな立札・看板の設置はできるか。
- 【Q64】 政治活動用事務所を選挙事務所とした場合、政治活動用の立札・看板と選挙事務所用の看板を混在して掲示することはできるか。
- 【Q65】 駅前等で市政報告会を行う際、氏名入りのぼり旗を掲示することはできるか。また、スローガンのぼり旗は掲示することはできるか。
- 【Q66】 政治活動用自動車の看板に候補者の氏名とスローガンを表示して走行することは可能か。
- 【Q67】 市長選挙で政党等（□□の会）が政治活動用自動車の上から「○○候補が立候補しました。□□の会をお願いします。」と連呼する行為は、政策の普及宣伝のための連呼と認められるか。
- 【Q68】 政治活動用ポスターについて
 - ① 記載内容に規制はあるか。 ② 規格や枚数に制限はあるか。
 - ③ 掲示方法に規制はあるか。

3章 寄附及びあいさつ状など

(1) 候補者が行う寄附

- 【Q69】 公職の候補者がする寄附で認められるのは何か。
- 【Q70】 公職の候補者が赤い羽根共同募金に募金することは問題があるか。
- 【Q71】 公職の候補者が選挙区内にある者の結婚披露宴に自ら出席し、祝儀として金銭以外の品物などを贈ることはできるか。
- 【Q72】 公職の候補者が選挙区内で行われる成人式の参加者に、記念品を贈ることはできるか。
- 【Q73】 公職の候補者の配偶者などの親族や秘書が代理出席して、香典を相手方（選挙区内にある者）に届けることはできるか。
- 【Q74】 公職の候補者が選挙区内で行われる葬儀に自ら出席し、線香を持っていくことは可能か。
- 【Q75】 公職の候補者が香典をもらった場合、香典返しをすることは可能か。
- 【Q76】 公職の候補者が配偶者や秘書名義で選挙区内にある者に対して寄附をすることは可能か。

(2) 後援団体が行う寄附

- 【Q77】 後援団体がする寄附で認められるのは何か。
- 【Q78】 後援団体の設立目的に会員の親睦が規定されている場合、花輪、供花、香典、祝儀等を出すことは可能か。

(3) あいさつ状・あいさつを目的とする有料広告の禁止

- 【Q79】 禁止されるあいさつ状とは何か。
- 【Q80】 選挙区内にある者に対する葉書の中に、時候のあいさつとそれ以外の政策の周知のための文書がある場合は出すことができるのか。

4章 公費負担制度

(1) 総論

- 【Q81】 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要があるのか。
- 【Q82】 「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思うが、問題があるか。
- 【Q83】 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度なのか。
- 【Q84】 市に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となるのか。
- 【Q85】 選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり、契約内容を正確に把握したりすることが難しいのだが。

(2) 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

- 【Q86】 選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に2台借りるのだが、3台とも公費負担の対象になるのか。
- 【Q87】 レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っている。この場合、オプション等の付帯料金は、公費負担の対象となるのか。
- 【Q88】 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めて、借入代金として契約したいと思うが、この場合全て公費負担の対象となるのか。

目次

- 【Q89】 選挙運動期間前から借入れしたのだが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することができるか。
- 【Q90】 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいか。
- 【Q91】 自分の親族の自動車を使用して選挙運動をしたが、公費負担の対象となるか。
- 【Q92】 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのか。

(3) 選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）

- 【Q93】 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となるのか。
- 【Q94】 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となるのか。
- 【Q95】 燃料補給は選挙運動期間中に何度か行うことになるが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいか。
- 【Q96】 2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油したが、公費負担申請は2社分ともできるか。
- 【Q97】 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となるか。

(4) 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

- 【Q98】 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となるのか。
- 【Q99】 選挙運動期間中、2人の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となるのか。
- 【Q100】 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となるのか。

(5) 選挙運動用ポスターの作成

- 【Q101】 ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。
- 【Q102】 選挙運動用ポスター作成費用は、すべて公費負担の対象となるのか。
- 【Q103】 選挙運動用ポスターと併せて、その他の印刷物も一括して印刷してもらったが、あわせて公費負担の対象費用となるのか。

(6) 選挙運動用ビラの作成

- 【Q104】 公費負担の対象となるビラの上限枚数や上限単価はあるのか。
- 【Q105】 作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

5章 選挙運動費用・収支報告

- 【Q106】 収支報告書は、いつが始まりでいつが終わりなのか。
- 【Q107】 会計書類、領収書等の書類の保存期間は。
- 【Q108】 寄付を受けてはならない期間の定めはあるのか。
- 【Q109】 自己の預金を引出し、または他人から借金をして、これを選挙運動費用に充てた場合は収入となるのか。

目次

- 【Q110】 報酬を支払わない車上運動員及び事務員等は、すべて「労務の無償提供」として収支報告書に計上するのか。
- 【Q111】 選挙事務所に使用する家屋を無償で借りた際、選挙運動費用にどう算入すればよいか。
- 【Q112】 選挙事務所（後援会事務所）・事務機器の借上げ料について、立候補（予定）者自身の所有のものは賃料計算して支払いに計上するのか、また、同額をその他収入として両建て計上するのか。
- 【Q113】 選挙事務所の駐車場が狭いため、近くの有料駐車場を確保し選挙運動員に無料駐車券を渡すこととしたいが、この駐車券の購入費は収支報告書のどの費目に計上すべきか。
- 【Q114】 選挙事務所に電話を架設するために要した費用は、支出として計上すべきか。
- 【Q115】 個人演説会会場の駐車場の台数に限りがあり、来場者用に近くの有料駐車場に駐車してもらい、無料駐車券を渡すこととしたいが、この駐車券の購入費は選挙運動費用として認められるのか。
- 【Q116】 選挙運動員に800円の弁当を支給すると、1食の制限額1,500円とならないため、700円を現金支給することはできるのか。
- 【Q117】 候補者が食材を用意し、炊き出しを行いカレーやむすび等を選挙事務所で選挙運動員や労務者に提供することは差し支えないか。
- 【Q118】 選挙事務所で弁当を渡せなかったため、選挙運動員及び労務者と店舗で1人1,000円の食事をし、候補者がまとめて支払うことはできるのか。
- 【Q119】 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用は、すべて選挙運動費用に算入されないと解してよいのか。
- 【Q120】 収支報告書を作成するにあたり、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に公費負担によるビラ及びポスター作成費を記載するが、「支出の年月日」はいつの日付を記載することとなるのか。
- 【Q121】 選挙運動費用について、候補者が支出したもののうち、領収書の宛名が「〇〇後援会事務所」となっているが問題ないか。
- 【Q122】 後援会入会案内リーフレットは、選挙運動費用に算入するのか。
- 【Q123】 供託金は選挙運動費用に算入されるか。

1章 選挙運動

(1) 告示日前の選挙運動の準備・事前運動

【Q1】事前運動とは具体的にどのようなものを指すのか。

【A】選挙運動期間外の選挙運動(個々面接や電話による投票依頼など)は事前運動となり、後援会などの政治活動であっても、実態として氏名普及のための宣伝が主たる目的と認められる行為は、事前運動となり得る。

例えば、告示日直前に不特定多数に立候補予定者の氏名が記載された政治活動用ビラや名刺を頒布することや、各戸に訪問することなどは事前運動に該当するおそれがある。

【Q2】立候補を予定している者が、選挙を見越して各種のあいさつ状を郵送し、または新聞紙上に広告する行為は事前運動にあたるのか。また、選挙を見越して後援会加入文書に本人の写真、経歴を掲げ、政治家として大成させてもらいたい等と依頼することは事前運動にあたるのか。

【A】時期、方法、内容、数量等の態様いかんによっては事前運動となる。

【Q3】現職の議員が議会報告を主題とする講演会を行うことは事前運動となるか。

【A】内容、方法、時期ともに一般的に政治活動と認められない場合は事前運動となる。

【Q4】告示日直前、出陣式の案内状を不特定多数の方に配布することはできるか。

【A】出陣式の案内状は選挙運動に関する文書図画と考えられ、事前運動の禁止に抵触する。

(2) 選挙期日前に行われる選考会・推薦会など

【Q5】自治会などの選考会や推薦会は、どのような方法で行うことができるか。

【A】白紙の状態での推薦の決定は認められるが、ある特定の候補者を最初から推薦する形は事前運動に該当するおそれがある。

【Q6】推薦された者(候補者)が、選考会・推薦会に同席しても問題ないか。また、推薦された結果、「よろしく頼む」と挨拶をすることはできるか。

【A】同席は問題ない。挨拶に関しては、単なる儀礼程度である場合は問題ないが、積極的に投票を依頼するようなものと認められる場合は違反となる。

【Q7】自治会の推薦会の決議を、外部に公表することはできるか。

【A】従来から自治会の決議を、すべての自治会員に通知している場合などは通常の方法によって通知することは差し支えないが、特別の方法を用いたりした場合(号外のチラシを配布するなど)は選挙運動と認められる場合が多い。

また、自治会員以外の者に周知することは、選挙運動と認められ事前運動に該当する恐れがある。(ホームページ上の掲載なども違反となるおそれがある。)

【Q8】労働組合や業者団体の会合で、単に内部行為的に特定の候補者に投票するよう呼びかけることはできるか。

【A】単なる内部行為であっても、投票依頼にわたる場合は、事前運動となり禁止される。

【Q9】労働組合等が特定の候補者の推薦を決議した場合、組合員にその旨を通知する行為は選挙運動にならないか。この場合、組合員以外の者にハガキ、新聞広告等によりこれを周知する行為はどうか。

【A】前段、従来より組合の決議は、すべて組合員に通知することとしている場合において、従来より行っている通常の方法によって通知することは差し支えないが、特別の方法を用いたりした場合には、選挙運動と認められる場合が多い。後段選挙運動と認められる。

(3) 告示日以降の選挙運動

【Q10】選挙運動を行うことができる期間はいつからいつまでなのか。

【A】選挙運動は、告示日に立候補の届出が受理された時から投票日の前日の午後12時までに行うことができる。

ただし、選挙運動用自動車を使用した連呼行為や街頭演説を行うことができるのは、上記期間の午前8時から午後8時までとなっている。

【Q11】選挙運動と政治活動の違いとは何か。

【A】選挙運動は、特定の選挙につき特定の候補者を当選させることを目的とした行為であり、政治活動は、政党その他の政治団体がその政策の普及宣伝、党勢拡張、政治啓発などを行うことであって、特定の候補者の当選を得るための行為でないものをいう。

【Q12】選挙運動期間中に入党を勧誘する行為は、選挙運動となるか。

【A】純粋な入党勧誘行為であれば選挙運動ではないが、候補者あるいは選挙運動員がこれを行った場合には、選挙運動の目的を併せ有するものと認められる場合が多い。

【Q13】選挙運動は誰でもできるのか。

【A】選挙運動は、18歳以上であれば誰でもできるのが原則であるが、選挙の公正を確保するため、例外として、次のような者は禁止される。

① 選挙事務関係者

投票管理者・開票管理者・選挙長など

② 選挙権・被選挙権を停止されている者

選挙犯罪または政治資金規正法違反を犯したために処罰され、選挙権・被選挙権を停止されている者

③ 特定の公務員

○選挙管理委員会の委員及び職員 ○裁判官 ○検察官 ○会計検査官

○公安委員会の委員 ○警察官 ○収税官吏及び徴税の吏員

④ 一般職の国家・地方公務員

種別	選挙運動	地位利用
特別職の公務員(知事・市長など)	○	×
国家公務員	×	×
地方公務員(市職員など)	× ※勤務地の選挙区以外なら可能	×
市の会計年度任用職員	× ※勤務地の選挙区以外なら可能	×
公立の教員	×	×
私立の教員	○	×

《地位を利用した選挙運動》

公務員等がその地位にあるため特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用して行う選挙運動。

【Q14】人事委員会委員・公平委員会委員は、選挙運動をすることができるか。

【A】地方公務員法の規定により、選挙運動はできない。

【Q15】外国人は、選挙運動をすることができるか。

【A】公選法上は、規制されない。

ただし、場合によっては、出入国管理及び難民認定法第24条（退去強制）等の適用を受けることがある。

【Q16】高校生は、選挙運動をすることができるか。

【A】原則として、選挙運動は18歳以上の日本国民であればだれでもできる。

ただし、気を付けなければいけないのが、高校生であっても、18歳未満の高校生は選挙運動ができない。また、校則でアルバイトや選挙運動を行うことを禁止している場合もある。

【Q17】労務者は、選挙運動をすることができるか。

【A】選挙運動のために使用する労務者（ポスター貼り、葉書の宛名書、選挙運動用自動車の運転手等）が、直接選挙人に対して働きかける選挙運動に従事した場合、当該労務者は労務者ではなく選挙運動員として取り扱われるため、労務に対する報酬を支払うことはできない。

また、選挙運動のために使用する事務員（書類整理、電話番など）についても、直接選挙人に対して働きかける選挙運動に従事した場合は、事務員ではなく選挙運動員として取り扱われるため、報酬を支払うことはできない。なお、同一者を日ごとに、選挙運動員、労務者と別けて雇用することは可能である。

【Q18】県知事や市長が推薦人としてビラ等に職名を記載することや、演説会の応援弁士として職名を名乗ったりすることはできるか。

【A】単に職名を通常の方法で記載すること、また演説会で単に職名を名乗ることは直ちに地位利用にならないが、もっぱらその県市に関係する者（県職員・市職員等）を対象として行うときは、地位利用に該当する恐れがある。

【Q19】18歳未満の者を使用した選挙運動はできるか。

【A】18歳未満の者は、一切の選挙運動が禁止されている。

ただし、選挙運動のための機械的労務を行うこと（労務者）は認められている。機械的労務の例としては、文書の発送、看板の運搬など選挙人に直接働きかけない行為がある。

【Q20】選挙運動用通常葉書の推薦欄に、現職の県知事や市長、市議会議員の氏名を記載することは可能であるか。

【A】県知事や市長は特別職の公務員であり、地位を利用した選挙運動以外は認められるため問題ない。

また、市議会議員も法的に制限がないため一般的に問題ない。

ただし、自己の選挙運動、氏名普及宣伝行為の一環と認められる場合は、事前運動となり禁止される。

（4）選挙事務所

【Q21】選挙事務所とは何を指すところを指すのか。

【A】特定の候補者について、投票を得るため、演説会の準備をしたり、届出書を用意したり、ポスターを貼る手配をしたり、その他いろいろな選挙運動に関する事務を取り扱う場所である。

【Q22】選挙運動のために休憩所や連絡所を設けてもよいのか。

【A】休憩所その他これに類似する施設は、選挙運動のために設けることはできない。

【Q23】選挙事務所を表示するための看板・ポスターに、候補者の写真を貼付することは可能か。

【A】記載内容は自由であるため、できる。

【Q24】選挙事務所を表示するため、事務所の2階から垂れ幕をたらす場合、表示されたポスターとみてよいか。

【A】垂れ幕は看板の類とみなされるので、規格制限の範囲内であれば差し支えない。

【Q25】選挙事務所を設置する場所に制限はあるか。

【A】設置する場所に制限はないが、投票日当日に投票所を設けた場所の入口から300m以内（直線距離）にある場合は閉鎖するか、300m以外の区域に移転させなければならない。

その際には、閉鎖または移転させた場合の異動届の提出が必要となる。

（5）戸別訪問と個々面接

【Q26】戸別訪問とはどのようなものか。

【A】候補者又は運動員が連続して選挙人の家を訪ねて、投票を得るため依頼する行為であり、禁止されている。

ただし、一戸しか訪問しない場合でも二戸以上を訪問する目的をもっていった場合は戸別訪問となる。

【Q27】個々面接とはどのようなものか。

【A】道路上や、電車やバスの中などでたまたま出会った人に投票を依頼する行為であり、これらの行為は禁止されていない。

【Q28】候補者の名刺を選挙人の住居に黙って置いてまわるのはどうか。戸別訪問か個々面接か。

【A】その場合は、戸別訪問の禁止違反になるとともに、文書・図画の頒布の禁止にもなる恐れがある。

（6）署名運動

【Q29】どんな名目の署名運動も禁止されるのか。

【A】名義が後援会に加入させるためとなっていたとしても、それが投票を得る目的、若しくは得させない目的で署名運動を行ったと認められる場合は、署名運動の禁止に該当する。

【Q30】後に選挙運動に使用するため、演説会場に来た人に受付で記帳させてもよいか。

【A】来場者に記載させるために署名簿を置くことが、「選挙に関し、投票を得る目的、若しくは得させない目的を持って」選挙人に対し行われたのであれば、署名運動の禁止に抵触する。

【Q31】選挙事務所を訪れた選挙人に受付で記帳させてもよいか。

【A】「選挙に関し、投票を得る目的、若しくは得させない目的を持って」選挙人に対し行われたのであれば、署名運動の禁止に抵触する。

（7）飲食物の提供

【Q32】飲食物の提供とはどういうことか。

【A】まず「飲食物」とは料理、菓子、パンなどのように何らの加工もしないでそのまま飲食できるものをいうとされている。

何人も選挙運動に関し、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物を提供することができないと定められている。

【Q33】 選挙事務所で出せる茶菓子はどの程度のものまでよいか。

【A】 まんじゅう、せんべい、みかんなどのお茶受け程度のもをいう。

【Q34】 選挙人が、陣中見舞いとして酒1升を贈ることはできるか。また、ペットボトルのお茶1箱を贈ることはどうか。

【A】 何人も選挙運動に関し、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物を提供することができないと定められている。

酒は「湯茶」の類には当たらず、贈ることはできない。

ペットボトルのお茶については、「湯茶」の類に当たり、贈ることはできる。

また選挙期日後、支持者などが当選人に対し「当選祝い」として酒を贈ることは、政治活動の寄附として扱われるため差し支えないが、当選人がその酒を選挙区内の人に振る舞うと寄付禁止に抵触する。

（8）自動車・船舶・拡声機の使用

【Q35】 選挙期日当日、選挙運動のための看板が取り付けられている選挙運動用自動車を、公道に面した選挙事務所の駐車場に駐車させてもよいか。

【A】 選挙運動用自動車に取り付けているポスター、看板などは、選挙期日当日において掲示することはできない。

したがって、看板を撤去するか、文字が見えないよう布などで覆うなどの処置を行わなければならない。

【Q36】 選挙運動で自転車を使用することはできるか。

【A】 使用できる。

ただし、自転車を使用する際は、自動車と文書図画の制限の規制が異なるので注意すること。また、自転車で走行しながらの演説行為や、連呼行為はできないことに注意する必要がある。

【Q37】 拡声機は何台使用できるか。

【A】 主として選挙運動に使用するものは一揃いに限られる。

しかし、個人演説会を開いているとき、その会場の一揃いと、別の場所で街頭演説をしていればそこに使用している一揃いと、計二揃いまで使ってよいとされる。

（9）文書図画による選挙運動

【Q38】 文書図画とはどういうものをいうのか。

【A】 文書図画はかなり広く、新聞、雑誌、名刺、挨拶文、ポスター、看板、ちょうちんなど眼で見て意味の分かるものであればすべて含まれる。

【Q39】 選挙運動のために掲示できる文書図画はどのようなものがありますか。

【A】 (1) 選挙事務所

○ ポスター、立札、看板の類の数は通じて3以内… 大きさは、縦350cm 横100cm 以内

○ ちょうちんの数は1個のみ…大きさは、高さ85cm 直径45cm 以内

(2) 選挙運動用自動車

○ ポスター、立札、看板の数の制限なし…大きさは、縦273cm 横73cm 以内

○ ちょうちんの数は1個のみ…大きさは、高さ85cm 直径45cm 以内

※ なお、自転車については上記の文書図画の掲示は一切できない。

(3) 候補者が使用するたすき、胸章、腕章の類

○ 候補者が使用する場合のみ、何ら制限なし。

(4) 個人演説会

- 会場内では、ポスター、立札、看板の類の数・規格に制限なし。
- 会場外に掲示するものは会場ごとに通じて2以内…大きさは、縦273cm 横73cm 以内
- ちょうちんの類は、会場ごとに会場内外のいずれか1個に限られる。
大きさは、高さ85cm 直径45cm 以内

※ 上記の文書図画には、表面に掲示責任者の氏名、住所の記載が必要である。

※ 上記以外の場所では、文書図画を掲示できない。

【Q40】選挙運動のために頒布できる文書図画はどのようなものがありますか。

【A】(1) 選挙運動用通常葉書

- 市長選挙 8,000枚以内、市議会議員選挙 2,000枚以内
- 選挙用である旨の表示が必要
- 記載内容は自由

(2) 選挙運動用ビラ

- 選挙管理委員会に届け出た2種類以内
- 市長選挙 16,000枚以内、市議会議員選挙 4,000枚以内
- 規格は、A4判(長さ29.7cm、幅21cm)を超えないもの
- ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名(法人は名称)を記載しなければならない。
- 記載内容は自由
- ビラには、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければならない。
- 頒布方法は、新聞折込み、選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所に限られる。

(3) インターネット

- ウェブサイト等を利用する方法
(ホームページ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイトなど)
- 電子メール(候補者及び政党等のみ)
※候補者及び政党等確認団体のみ送信できる(市長選挙では候補者のみ)。

【Q41】次のものは選挙運動に使用できるか。

(1)懸垂幕、(2)プラカード、(3)旗・のぼり、(4)吹き流し

【A】(1)、(2)、(3)は、ポスター、立札、看板の類に含まれるので使用できる。

ただし、その大きさや数には制限があるので注意する。(4)については、ポスター、立札、看板の類及びちょうちんに入らないので、使用できない。

【Q42】選挙運動期間中、候補者が氏名を表示したたすきを身に付けるほか、自転車に候補者個人が選挙運動で使用しているスローガンを記載したのぼりを取り付け走行することはできるか。

【A】候補者が身に付けるたすきについては、禁止される回覧行為の対象から除外されているので問題はない。

しかし、選挙運動で使用しているスローガンを記載したのぼりは「選挙運動のためのもの」に該当し、違反の可能性が極めて高い。

【Q43】選挙運動員が、背中にスローガンを記載したスタッフジャンパーを着用して街頭演説などの選挙運動に従事できるか。

【A】選挙運動用のスローガンと認められる場合は禁止される。

「選挙運動用」とは、選挙運動用ポスター、選挙運動用自動車、選挙運動用通常葉書、選挙公報などに使用されているかなどを総合的に判断されるものである。

【Q44】候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類について、次の点はどうか。

- (1) 数の制限があるか。 (2) 規格の制限があるか。
- (3) 記載内容に制限があるか。 (4) 使用できる時間や期間に制限があるか。
- (5) 着用したまま移動してさしつかえないか。
- (6) 掲示責任者の記載はどうか。
- (7) たすき、胸章及び腕章の類という場合「類」とはどのようなものが認められるか。

【A】(1)、(2)、(3)ともに制限はない。

- (4)は時間に制限はない。選挙運動期間中(投票日の前日まで)行って差し支えない。
- (5)は候補者が着用したまま移動することは差し支えない。
- (6)は記載の必要がない。
- (7)はちまき等である。いわゆるハッピー、前かけのようなものは認められない。

【Q45】「市議会議員候補者何某選挙対策委員」という肩書を付した名刺を頒布することはどうか。

【A】違反となる。

【Q46】選挙運動用通常葉書に、「〇〇様 御一同様」など複数の選挙人を対象とした宛先を記載することは可能か。また、選挙運動用通常葉書を候補者以外の第三者が自己の名義により当該候補者を推薦する形態で使用することは可能か。

【A】同一世帯にある選挙人数名の名を連記することは、通常の使用方法与解され差し支えない。

会社や工場等選挙人が多数集中しているところへ個人の氏名を記載しないで、「〇〇御中」「〇〇御一同様」と記載して郵送することは、回覧、掲示等による伝達を予定しているものであり、文書の回覧、掲示の禁止に抵触する。

また、第三者が候補者の推薦文を掲載した葉書で頒布することはできるが、候補者が使用できる選挙運動用葉書を用いて行う場合だけ許される。

【Q47】インターネット選挙運動において、具体的にどのような手段を使用することができるのか。

【A】概要は次のとおりである。

できること・できないこと		政党等 確認団体	候補者	左記以外 後援会含む	備考
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○	電子メールアドレスや返信用フォームURL等の表示義務があります。
	フェイスブック、ツイッター等				
	政策動画のネット配信				
	政見放送のネット配信	△	△	△	放送事業者の承諾が必要 今回の選挙は政見放送無し
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×	
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信	(市議選は×)			
	送信された電子メールの転送	△	△	×	新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要
ウェブサイト上に掲載、または選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布(証紙無し)		×	×	×	

ウェブサイト等や電子メールを用いた落選運動		○	○	○	電子メールアドレスや返信用フォームURL等の表示義務があります。
ウェブサイト等や電子メールを用いた落選運動以外の政治活動					
有料インターネット 広告	選挙運動用の広告	×	×	×	
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	○	×	×	
	挨拶を目的とする広告	×	×	×	

【Q48】 フェイスブックや LINE などのユーザー間でやりとりをするメッセージ機能は「電子メール」に該当するか、「ウェブサイト等」に該当するか。

【A】 ウェブサイト等に該当する。

【Q49】 電子メールを利用する方法の選挙運動を行うことができる候補者の範囲はどこまでか。

【A】 候補者本人が直接送信する場合のほか、事務所の秘書のように候補者と使用関係にある者や、親族や友人のように特別信頼関係にある者が、候補者の指示の下で手足として送信に必要な作業に従事しているに過ぎない場合は、電子メールの送信主体制限に違反しない。

【Q50】 選挙運動が禁止されている者が下記の行為をすることができるか。

- ① 選挙運動に関する事項に対し、フェイスブックの「いいね」をすること。
- ② 選挙運動に関する事項に対し、X (旧 Twitter) の「リポスト」をすること。
- ③ 候補者が街頭演説している姿の写真を撮り、フェイスブック及び X (旧 Twitter) に当該画像をアップすること。

【A】 ①できる。個別具体的状況によるが、直ちに選挙運動にあたらぬ。

②できない。一般的には、選挙運動に当たるおそれがあるため。

③できない。一般的には、選挙運動に当たるおそれがあるため。

(10) 言論による選挙運動

【Q51】 言論による選挙運動とはどんな方法をいうか。

【A】 文書図画によらない言論、つまり、演説や録音盤など音声による言論運動という意味である。

【Q52】 連呼行為というのは何か。

【A】 選挙運動のため、ある候補者の氏名、政党の名称、または演説会もしくは街頭演説のあることを知らせるため、短い言葉を連続して呼称することである。

連呼行為は、選挙運動のために使用する自動車上もしくは街頭演説（午前8時から午後8時まで）または演説会場の場所以外では禁止される。

なお、連呼行為ができる場合においても、学校、病院などでは静穏を保持するよう努めなければならない。

【Q53】 選挙運動期間中、朝6時から候補者がたすきを着けて駅前に立ち、通行人に対しあいさつを行うことはできるか。

【A】 通行人に対する単なるあいさつであり、たすきの着用にも時間的制限もないため可能であるが、演説及び連呼行為はできない（午前8時～午後8時の時間の制約）。

【Q54】 個人演説会の周知はどのような方法で可能であるか。

【A】 選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書、街頭演説、選挙運動用自動車上での連呼行為、電話、インターネットなどの方法が可能である。

各戸を回っての周知は戸別訪問の禁止に抵触するためできない。

【Q55】 午後8時以降、幕間演説で連呼行為はできるか。

【A】 幕間演説とは、選挙運動を目的としない集会、あるいは会社や工場での休憩時間などに、たまたまそこに集まっている人たちに向かって行う選挙運動のための演説である。街頭演説以外の演説（個人演説会・幕間演説など）については、連呼行為の時間制限がないため、午後8時以降でも幕間演説での連呼行為は可能である。

【Q56】 街頭演説は何人でもやれるのか。

【A】 選挙運動に従事する者（労務を提供する者を含むが、候補者本人及び選挙運動用自動車の運転手一人は除く。）は、候補者一人について15人を超えてはならず、これらの従事者は、市選挙管理委員会が交付する腕章をつけなければならない。

【Q57】 選挙運動期間中、公共施設内で活動中の市民にあいさつ等を行うことはできるか。

【A】 単にあいさつ程度なら問題ないが、公共施設内では個人演説会会場以外での選挙運動は禁止。

【Q58】 公共施設で出陣式を行うことができるか。

【A】 出陣式については、場所等は自由に行うことができるが、選挙運動の一環（演説）と考えられる。

演説は、国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物では選挙運動のための演説・連呼行為をすることができないとされているため、公共施設内での出陣式は禁止される。

(11) 当選のお礼など

【Q59】 当選のお礼の挨拶に制限はあるか。

【A】 以下の行為は禁止される。

① 戸別訪問をすること。② 挨拶する目的をもって文書図画を頒布又は掲示すること。

ただし、自筆の信書、祝辞・見舞い等の答礼のためにする信書及びインターネットは可。③ 挨拶する目的をもって新聞紙又は雑誌に広告を掲載すること。④ 放送設備を利用して放送すること。⑤ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。⑥ 自動車を連ねたりして、氣勢を張ること。⑦ 当選したお礼に、氏名等の名称を言い歩くこと。

【Q60】 当選祝いとしてお酒をもらうことは可能か。

【A】 当選後の祝い酒については、一般的に政治活動に対する寄附と考えられるため可能である。

ただし、選挙期間中の陣中見舞いとして、お酒を受け取ることはできない。

【Q61】 「当選御礼」の貼紙を事務所に掲示することはできるか。

【A】 罰則をもって禁止される。

2章 政治活動

(1) 政治活動の文書図画

【Q62】 候補者用の立札・看板を駐車場（無人）のフェンスの金網に掲示することはできるか。

【A】 政治活動のために使用する事務所として実態のない場所に掲示することはできない。

【Q63】 選挙運動期間中に新たな立札・看板の設置はできるか。

【A】 選挙運動期間中は新たな設置はできない。また、移動することもできない。

【Q64】 政治活動用事務所を選挙事務所とした場合、政治活動用の立札・看板と選挙事務所用の看板を混在して掲示することはできるか。

【A】 可能である。それぞれの規格や枚数等の条件を満たしていれば問題ない。

【Q65】 駅前等で市政報告会を行う際、氏名入りののぼり旗を掲示することはできるか。また、スローガンののぼり旗は掲示することはできるか。

【A】 公職の候補者等の氏名が表示された政治活動用立札・看板の類（のぼり旗含む。）は、街頭演説の場所では掲示できない。

なお、スローガンについては、氏名類推事項に該当しなければ掲示することは可能。

【Q66】 政治活動用自動車の看板に候補者の氏名とスローガンを表示して走行することは可能か。

【A】 氏名入りの立札・看板は、政治活動用の事務所において掲示するもの、もしくは演説会・講演会等の会場においてその開催中に使用するものに限られるため、自動車に取り付けて使用することはできない。

なお、スローガンのみの場合、氏名類推事項に該当しなければ差し支えない。

【Q67】 市長選挙で政党等（□□の会）が政治活動用自動車の上から「○○候補が立候補しました。□□の会をお願いします。」と連呼する行為は、政策の普及宣伝のための連呼と認められるか。

【A】 政策の普及宣伝の限界を超えており、特定の候補者のための選挙運動と認められる。

【Q68】 政治活動用ポスターについて

①記載内容に規制はあるか。②規格や枚数に制限はあるか。③掲示方法に規制はあるか。

【A】 ① 掲示責任者・印刷者の氏名・住所の記載が必要である。

② 極端に大きいもの又は連続して多数掲示しているものは、選挙運動とみられる場合がある。

③ ベニヤ板などの裏打ちによる掲示はできず、また任期満了の6ヵ月前などの一定期間は掲示が禁止されている。

3章 寄附及びあいさつ状など

(1) 候補者が行う寄附

【Q69】 公職の候補者がする寄附で認められるのは何か。

【A】 公職の候補者等は、選挙区内にある者に対して、時期に関わらず以下の場合を除いてすべての寄附が禁止されています。

① 政党その他政治団体、またはその支部に対する寄附

② 公職の候補者等の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）に対する寄附

③ 選挙区内で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償

【Q70】公職の候補者が赤い羽根共同募金に募金することは問題があるか。

【A】募金先の事務所等が当該候補者の選挙区内にある場合は禁止される。

【Q71】公職の候補者が選挙区内で行われる結婚披露宴に自ら出席し、祝儀として金銭以外の品物などを贈ることはできるか。

【A】「祝儀」については、金銭に限らず品物も含まれると解されている。Q69のとおり寄附は原則禁止だが、候補者が自ら出席して贈る場合は、罰則の適用から除外されている。

【Q72】公職の候補者が選挙区内で行われる成人式の参加者に、記念品を贈ることはできるか。

【A】罰則をもって禁止される。

【Q73】公職の候補者の配偶者などの親族や秘書が代理出席して、香典を相手方（選挙区内にある者）に届けることはできるか。

【A】公職の候補者自らが出席していないため、認められない。

【Q74】公職の候補者が選挙区内で行われる葬儀に自ら出席し、線香を持っていくことは可能か。

【A】候補者が香典（現金）を持って自ら出席する場合は、罰則の適用から除外されている。なお、自ら出席する場合でも、線香・供花等を持っていくことは罰則をもって禁止されると解されている。

【Q75】公職の候補者が香典をもらった場合、香典返しをすることは可能か。

【A】もらった香典に対して返戻の程度（香典の半額程度）の香典返しをすることは可能である。

なお、祝儀のお返しをすることは禁止されているので注意すること。

【Q76】公職の候補者が配偶者や秘書名義で選挙区内にある者に対して寄附をすることは可能か。

【A】罰則をもって禁止される。

（2）後援団体が行う寄附

【Q77】後援団体がする寄附で認められるのは何か。

【A】後援団体は、選挙区内にある者に対して、以下の場合を除いてすべての寄附が禁止されている。

- ① 当該公職の候補者に対する寄附
- ② 政党その他政治団体やその支部に対する寄附
- ③ 後援団体がその団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附

【Q78】後援団体の設立目的に会員の親睦が規定されている場合、花輪、供花、香典、祝儀等を出すことは可能か。

【A】罰則をもって禁止される。

（3）あいさつ状・あいさつを目的とする有料広告の禁止

【Q79】禁止されるあいさつ状とは何か。

【A】公職の候補者が、選挙区内にある者に対し、年賀状、寒中見舞・暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出すことは禁止される。

なお、これらのうち、答礼のための自筆によるものについては禁止の対象とされていない。

【Q80】選挙区内にある者に対する葉書の中に、時候のあいさつとそれ以外の政策の周知のための文書がある場合は出すことができるのか。

【A】全体としてみて時候のあいさつ状であるかどうかを判断することになる。

4章 公費負担制度

(1) 総論

【Q81】公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要があるのか。

【A】選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方(業者等)と有償による契約を書面にて締結し、それを市選挙管理委員会に届出する必要がある。

また、例として自動車の借入れの場合では、契約書には次の①～⑥の内容が記載されている必要がある。

① 有償契約であること。 ② 契約期間の記載があること。

③ 契約金額(内訳金額を含む)の記載があること。 ④ 車両が特定(車種、登録番号等)されていること。

⑤ 契約年月日の記載があること。 ⑥ 借受人が候補者であること。

なお、候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限るものではなく、「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされており、上記①～⑥の内容が具備されていれば差し支えない。

【Q82】「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思うが、問題があるか。

【A】条例は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものである。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度であるので、契約内容(金額、数量)の妥当性等について説明できるよう、適正な契約を行っていただく必要がある。

【Q83】選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度なのか。

【A】公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではない。

実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額を公費負担するが、上限額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担することとなる。

【Q84】市に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となるのか。

【A】市に提出された公費負担に係る関係書類は、原則全て情報公開の対象(印影など一部非開示部分あり)となる。

【Q85】選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり、契約内容を正確に把握したりすることが難しいのだが。

【A】契約内容を正確に把握しておくことは、適正な公費負担請求のために必要となる。

納品書等の書類は、事実関係を証明するための大切な書類である。

(2) 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

【Q86】選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に2台借りるのだが、3台とも公費負担の対象になるのか。

【A】公費負担対象は選挙運動用自動車1台分であるため、その他の自動車は対象とならない。

【Q87】レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っている。この場合、オプション等の付帯料金は、公費負担の対象となるのか。

【A】公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届け出をしている「基本料金」部分が対象となる。

なお、一般的にレンタカー業者の「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等の保険）の料金が含まれている。

したがって、別途、免責補償料を任意で契約し、支払う場合や、看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は公費負担の対象とはならない。

【Q88】レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めて、借入代金として契約したいと思うが、この場合全て公費負担の対象となるのか。

【A】車両本体のみが公費負担対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象とならない。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要がある。

契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要となる。

【Q89】選挙運動期間前から借入れしたのだが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することができるか。

【A】公費負担対象の期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間である。

したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できない。

※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となる。

【Q90】選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいか。

【A】選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載するものである。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになる。

ただし、公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られているため、契約書には全体の契約金額に加えて公費負担の対象期間における金額（1日当たりの借入額）を明記するとともに、選挙運動用自動車の使用の契約届出書へは、その対象期間と金額を記入する。

【Q91】自分の親族の自動車を使用して選挙運動をしたが、公費負担の対象となるか。

【A】生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象とならない。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となる。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいう。

【Q92】 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのか。

【A】 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものである。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度であることから、契約内容（金額、数量）の妥当性等について説明できるように適正な契約を行っていただく必要がある。

（3）選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）

【Q93】 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となるのか。

【A】 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となる。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と上限額（7,700円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較していずれか低い方の金額となる。

【Q94】 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となるのか。

【A】 選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となるため、選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代は公費負担の対象にならない。

【Q95】 燃料補給は選挙運動期間中に何度も行うことになるが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいか。

【A】 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられているので、必ず、選挙運動自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておく必要がある。

なお、給油伝票には①給油日、②給油量、③車番（4桁部分）、④給油金額が記載されていることが必要である。

【Q96】 2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油したが、公費負担申請は2社分ともできるか。

【A】 公費負担できる上限の範囲内で申請が可能である。（2社あわせた金額と上限額を比較して少ない方になる。）ただし、燃料供給契約が書面により締結されていることが必要となる。

【Q97】 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となるか。

【A】 公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象とならない。

（4）選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

【Q98】 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となるのか。

【A】 選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用（報酬）であり、候補者1人につき1日1人に限り公費負担の対象となる。（1日あたりの上限額12,500円）

なお、候補者は、運転手個人と契約する必要がある。また、運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となる。

【Q99】 選挙運動期間中、2人の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となるのか。

【A】 公費負担の対象は、1日あたり運転手1人となるため、同一日に運転業務が重ならないように調整が必要である。なお、両氏ともにそれぞれ契約する必要がある。

【Q100】選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となるのか。

【A】候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象とならない。

※親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族をいう。

(5) 選挙運動用ポスターの作成

【Q101】ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

【A】上記の場合、全額を公費負担できない場合がある。

「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められている。

公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせたものとなる。

【例】(「候補者のしおり」の記載例41に用いたもの)

①上限枚数 633枚 ②上限単価 610円 ③作成枚数 700枚 ④作成単価 530円

《正しい計算方法》

(公費負担の対象枚数)→上限枚数と作成枚数を比較し、少ない方

①、③の少ない方・・・633枚(A)

(公費負担の対象単価)→上限単価と作成単価を比較し、低い方

②、④の低い方・・・530円(B)

(公費負担額)→対象枚数に対象単価を乗じる。

(A)×(B)=335,490円 →記載例40の請求金額欄に記載

《誤った計算方法》

「上限枚数×上限単価」で算出される額386,130円(633枚×610円)を上限額と誤解し、371,000円(700枚×530円)を公費負担額と誤って算出。

【Q102】選挙運動用ポスター作成費用は、すべて公費負担の対象となるのか。

【A】ポスター作成業者と作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となる。

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられる。

【Q103】選挙運動用ポスターと併せて、その他の印刷物も一括して印刷してもらったが、あわせて公費負担の対象費用となるのか。

【A】選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となる。

(6) 選挙運動用ビラの作成

【Q104】公費負担の対象となるビラの上限枚数や上限単価はあるのか。

【A】公費負担の対象となるビラの上限枚数は、公職選挙法で定められた頒布可能枚数と同じ。

◆上限枚数 市長選 16,000枚

市議選 4,000枚

◆上限単価 8円38銭/枚

【Q105】作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

【A】上記【Q100】の場合と同様に、全額を公費負担できない場合がある。

5章 選挙運動費用・収支報告

【Q106】収支報告書は、いつが始まりでいつが終わりなのか。

【A】選挙期日の告示の日までと、告示の日から選挙期日まで及び選挙期日経過後になされた選挙運動に関する収支については、これを併せて精算し、選挙期日から15日以内に第1回分として提出してください。

【Q107】会計書類、領収書等の書類の保存期間は。

【A】収支報告書の提出から3年間保存となります。

【Q108】寄付を受けてはならない期間の定めはあるのか。

【A】選挙運動に関する寄付は原則選挙期日までとなり、その他は政治活動への寄付となります。

なお、候補者が自己の後援団体（政治活動）へ行う寄付については、任期満了日前90日から禁止されています。

【Q109】自己の預金を引出し、または他人から借金をして、これを選挙運動費用に充てた場合は収入となるのか。

【A】選挙運動費用に関するその他の収入となる。

【Q110】報酬を支払わない車上運動員及び事務員等は、すべて「労務の無償提供」として収支報告書に計上するのか。

【A】車（船）上運動員、事務員、手話通訳者及び要約筆記者については、報酬を支給できることとされている。

しかし、この規定はあくまで「使用する者」に対し「報酬を支給」する場合の規定であり、選挙運動は基本的に無報酬で行うことが原則であり、最初から自主的に無報酬で車上運動員、事務員等として従事したとしても、直ちに「労務の無償提供」とはならない。

よって、この場合は収支報告書に計上する必要はないと解される。

ただし、報酬を支給するべき者として選挙管理委員会へ届出があり、候補者が報酬を支払う意思があるにも関わらず、従事した者が報酬を辞退した場合などは、当然「労務の無償提供」に当たるので、収支報告書において寄附収入及び支出として計上する必要がある。

【Q111】選挙事務所に使用する家屋を無償で借りた際、選挙運動費用にどう算入すればよいか。

【A】本来、支払うべき借上料を支払わずに済んだという利益があるため、その借上料に相当する額を寄附収入として計上し、支出としても家屋費に計上する。

また、領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書にも記載する必要がある。

【Q112】選挙事務所（後援会事務所）・事務機器の借り上げ料について、立候補（予定）者自身の所有のものは賃料計算して支払いに計上するのか、また、同額をその他収入として両建てで計上するのか。

【A】自身が所有する家屋等を利用する場合、計上する必要はない。

【Q113】選挙事務所の駐車場が狭いため、近くの有料駐車場を確保し選挙運動員に無料駐車券を渡すこととしたいが、この駐車券の購入費は収支報告書のどの費目に計上すべきか。

【A】費目は、家屋費の選挙事務所費が適当である。

【Q114】選挙事務所に電話を架設するために要した費用は、支出として計上すべきか。

【A】電話の架設費は家屋費として計上する必要がある。

なお、電話料や電話機器のリース料については通信費として計上する。

【Q115】個人演説会会場の駐車場の台数に限りがあり、来場者用に近くの有料駐車場に駐車してもらい、無料駐車券を渡すこととしたいが、この駐車券の購入費は選挙運動費用として認められるのか。

【A】選挙人に対しての利益供与となるおそれがあるため、来場者に対し無料駐車券を渡すこと自体が認められない。

【Q116】選挙運動員に800円の弁当を支給すると、1食の制限額1,500円とならないため、700円を現金支給することはできるのか。

【A】できない。実費弁償はあくまで実費として支出がなされたものに対して弁償されるものでなければならない。

【Q117】候補者が食材を用意し、炊き出しを行いカレーやむすび等を選挙事務所で選挙運動員や労務者に提供することは差し支えないか。

【A】提供することはできるが、弁当の総数量315食(候補者1人当たり1日15人分(45食分)×選挙期間7日)及び、1食分の額(1,500円)及び1日分の額(3食4,500円)を超えてはならない。

また、労務者については、1食あたりの実費を報酬から差し引かなければならない。

【Q118】選挙事務所で弁当を渡せなかったため、選挙運動員及び労務者と店舗で1人1,000円の食事をし、候補者がまとめて支払うことはできるのか。

【A】できない。

選挙運動員及び労務者に対して提供できるのは、選挙事務所において提供する弁当に限られる。

設問の場合、選挙運動員は各自で支払い、候補者から食事代の実費弁償を受ける必要があり、選挙運動費用にも食糧費の支出として計上しなければならない。

労務者については、食事代の実費弁償を行うことはできないため、各自で負担することとなる。

【Q119】「選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用」は、すべて選挙運動費用に算入されないと解してよいのか。

【A】お見込みのとおり。借上料、燃料代、修理代、タイヤ代、運転手の報酬・宿泊代などは選挙運動費用に算入されない。

ただし、自動車及び船舶に取り付ける法定のスピーカーの借料や自動車に取り付ける文書図画に要する経費については、「選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用」とは認められないので、選挙運動費用に計上しなければならない。

【Q120】収支報告書を作成するにあたり、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に公費負担によるビラ及びポスター作成費を記載するが、「支出の年月日」はいつの日付を記載することとなるのか。

【A】「支出の年月日」に記載する日付は、ビラ及びポスター作成に係る契約書の契約日を記載する。

【Q121】選挙運動費用について、候補者が支出したもののうち、領収書の宛名が「〇〇後援会事務所」となっているが問題ないか。

【A】選挙運動のために、候補者が支出したものであれば、領収書の宛名が「〇〇後援会事務所」となっていることもやむを得ないが、後援会の政治活動に係る支出と明確に区別するためにも領収書の宛名は候補者宛とすることが望ましい。

【Q122】後援会入会案内リーフレットは、選挙運動費用に算入するのか。

【A】後援会活動による支出は政治活動にあたるため、県選挙管理委員会に届出を行っている政治団体の収支報告書に計上するものである。

【Q123】供託金は選挙運動費用に算入されるか。

【A】算入されない。